

国 内 経 済 要 錄

◇公定歩合の引上げ

本行は、国内経済の急速な拡大に伴って国際収支基調が悪化している情勢にかんがみ、総需要拡大の行き過ぎを調整するため、公定歩合を日歩1厘引き上げ(ただし輸出貿易手形は据置)、9月1日から実施した。なお、輸入貿易手形を担保とする貸付利子歩合、当座貸越利子歩合および本行保有手形を売却する場合の割引歩合については、さしあたりこれを定めないととした。改訂後の本行基準割引歩合および貸付利子歩合は次のとおり。

(カッコ内は年利率)

商業手形割引歩合	日歩1錢6厘 (5.840%)
輸出貿易手形割引歩合	〃 1錢1厘 (4.015%)
輸出貿易手形を担保とする 貸付利子歩合	〃 1錢2厘 (4.380%)
国債またはとくに指定する 地方債、社債その他の債券 を担保とする貸付利子歩合	〃 1錢7厘以上 (6.205%以上)
その他のものを担保とする 貸付利子歩合	〃 1錢8厘以上 (6.570%以上)

◇銀行に対する貸出増加額規制の実施

本行は公定歩合引上げに伴い、大要次の要領に基づいて7~9月期から銀行に対して貸出増加額規制を行なうこととした。

対象金融機関……全銀行

対象貸出………全貸出(ただし、輸出貿易手形および輸出入銀行協調融資は運用上別枠扱い)

規制方法………規制期間(さしあたり四半期)ごとに貸出規制額を定める。貸出規制額は、都市銀行については7~9月間の貸出増加額を総額約4,600億円(前年同期比約5%減)とし、これを各行別に配分する。この際、資金ポジション重視の方針をより徹底するため、基準となる貸出残高から外部負債および円転換額(いずれも平残)を控除するなどの方法により、資金ポジションの良否が規制枠の多寡に反映するようとする。

都市銀行以外の長期信用銀行、信託銀行(銀行勘定貸出)および地方銀行に対しては、上記都市銀行に準じ、それぞれの事情も考慮のうえ、個別に指導する。

なお、相互銀行、信用金庫、農林中央金庫に対しては、規制の趣旨を説明し、自主的に貸出を抑制す

るよう協力を求める。

◇市中貸出金利の自主規制最高限度の変更

公定歩合の変更に伴い、市中貸出金利の自主規制最高限度が次のように変更された。

1. 銀行貸出金利

全国銀行協会連合会は9月2日、貸出金利の自主規制最高限度を、輸出貿易手形関係金利を除いて一律に日歩1厘引き上げ、9月5日以降新規貸出分から実施することとした。引上げ後の金利は次のとおり。

(1) 標準金利

(カッコ内は年利率) 日本銀行再割引適格商業手形の割引

1件 300万円超	日歩1錢6厘 (5.840%)
〃 300万円以下	〃 1錢7厘 (6.205%)

信用度においてこれに準ずる手形の割引および貸付

1件 300万円超	日歩1錢6厘5毛 (6.023%)
〃 300万円以下	〃 1錢7厘5毛 (6.388%)

(2) 輸出貿易手形のうち、日本銀行再割引適格手形の割引および貸付

日歩1錢3厘 (4.745%)

(3) 輸出貿易手形のうち、日本銀行再割引適格手形以外の手形の割引および貸付

日歩1錢5厘 (5.475%)

(4) その他の手形の割引および貸付

1件 300万円超	日歩2錢1厘 (7.665%)
〃 300万円以下	〃 2錢2厘 (8.030%)

(5) 当座貸越

〃 2錢4厘 (8.760%)

2. その他貸出金利

(1) 信託協会は9月4日、指定金銭信託資金の貸出金利最高限度(申合わせにより銀行貸出金利の自主規制最高限度の日歩1厘高)を、輸出貿易手形関係金利を除き日歩1厘引き上げ、5日から実施することとした。

(2) 生命保険協会は9月4日、短期貸付金利の最高限度(銀行貸出金利の自主規制最高限度の日歩2厘高)を日歩1厘引き上げ、5日から実施することとした。

(3) 日本、大阪、中部3証券金融会社は9月5日、貸借取引の融資日歩を日歩2錢1厘に、また売方日歩を1錢1厘にそれぞれ1厘引上げ。また東京、大阪、名古屋3証券取引所は買方日歩を2錢3厘、売方日歩を1錢1厘にそれぞれ1厘引上げ。いずれも6日売買分から実施。

◇財政支出緩延べ措置の決定

政府は、国際収支の改善をめざす景気対策の一環として、公共事業費を中心とする財政支出緩延べ措置の基本方針を9月5日の閣議で決定した。その内容はおおむね次のとおり。

(1) 一般会計、特別会計および政府関係機関(国鉄、電電等)を通じ、公共事業費等投資的経費について、施行時期の調整を図ることとし、公共事業系統経費(官営営繕系統経費を含む)の7%(北海道の事業については3%)をメドとして事業の実施を繰り延べる。なお、災害復旧事業など繰延べの対象とすることが不適当なものは対象から除外する。

(2) 財政投融資計画対象事業((1)に掲げられたものを除く)についても上記(1)と同じ比率をメドに繰延べ措置を講ずる。ただし、輸出振興および中小企業金融に関するものについては対象から除外する。

(3) 地方財政についても、財政全体に占める比重からいって、国と同一歩調をとる必要があるので、国から補助を受けている公共事業系統の事業の繰延べを行なうとともに、地方の実情に応じ、単独事業、公営企業についても自主的な繰延べ措置を講ずるよう要請する。なお上記趣旨に沿って、下表のとおり総額3,112億円(繰延べ対象額に対する比率は6.8%程度)の財政支出繰延べ措置を講ずることが、同月8日の閣議に報告された。

財 政 支 出 繰 延 ベ 額

(単位・億円)

区 分	繰 延 ベ 額
中 央 財 政	2,202
うち 一般・特別会計 計	739
政 府 関 係 機 関	595
財 投 計 画	1,502
重複分(控除)	△ 634
地 方 財 政	910
合 計	3,112

◇農林中央金庫の系統利用奨励金引上げに関する臨時措置

農林中央金庫は8月31日、頃来の系統預金伸縮傾向に対処するため、本年度下期(42年9月~43年2月)の臨時措置として、信用農業協同組合連合会(信連)に対する系統利用奨励金を信連の同金庫に対する一般預金平均残(注)に対し一律年0.1%上乗せすることを決定した。

(注) 預金担保および特別無担保貸付見合分を除く。

◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率および米ドル建輸入ユーロンス金利最高限度の変更

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形(BA)割引率の変動ならびに期間別区分の変更に伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を8月16日、8月17日、8月24日、9月7日、9月18日および9月23日にそれぞれ変更、その結果、9月23日以降適用される割引率は次のとおりとなった。

買取手形期間	割引率
60日以内	4.375%
61~90日	4.5%
91~120日	4.625%
121日以上	4.75%

また、本邦甲種外国為替公認銀行では、上記ニューヨーク市場における一流銀行引受手形(BA)割引率の変動に伴い、米ドル建輸入ユーロンス金利の最高限度を適宜変更した結果、9月25日以降適用される最高限度は次のとおりとなった。

	3か月もの	4か月もの
信 用 状 つ き	7.5%	7.625%
信 用 状 な し	7.75%	7.875%